

## 改正法施行に向けた今後のスケジュール

平成 26 年 6 月

平成 26 年 6 月 27 日（本日）産業構造審議会第 6 回フロン類等対策WG

本日以降  
フロン類製造業者等の判断基準及び指定製品の判断基準  
等に係るパブリックコメント実施（30日間（予定））

WTO 協定に基づく TBT 通報（60日間（予定））

平成 26 年 8 月末  
産業構造審議会・中央環境審議会第 4 回合同会議  
（パブリックコメント結果、政省令等策定状況の報告等）

平成 26 年秋頃  
関連する政令・省令・大臣告示（判断基準）等を公布

平成 26 年冬頃  
産業構造審議会第 7 回フロン類等対策WG  
（指定製品等のラベリング制度の進捗状況報告、フロン  
類に係る自主行動計画のフォローアップ等）

平成 27 年 4 月 1 日  
改正法全面施行予定